別紙

答申第11号(諮問第16号)

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会(以下「実施機関」という)が本件異議申立ての対象となった個人情報を非開示とした決定は妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成19年2月5日に本件異議申立人より島根県個人情報保護条例(平成14年3月 26日島根県条例第7号。以下「条例」という)第12条第1項の規定に基づく個人情 報開示請求があった。
- (2)本件個人情報開示請求の内容

「平成 年 月から平成 年 月の間に、 校(校)及び 校の各校長及び教頭たちが島根県学校保健体育審議会私傷病審査分科会(

-)及び島根県教委専門復職審査会用提出用に作成した、私についての意 見書(年3回ずつ)の全部の交付(高校教育課で保管してあるもの)」
- (3)この請求に対して、実施機関は同年2月19日、条例上の適用を受けない事務であるという理由により非開示決定を行った。
- (4)この決定に対して、異議申立人は、本件個人情報の非開示を不服として同年2月 23日に異議申立てを行った。
- (5)実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い、同年3月29日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

(1)異議申立ての趣旨

本件非開示決定処分を取り消し、本件個人情報の全部開示を求める。

(2)異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

- ア 異議申立人は、本人請求による本人の個人情報の時には開示すべきである、と 主張しているのである。条例が不備か、あるいはそれの解釈に問題がある。
- イ 自己情報をコントロールする権利の保障に関わることで、個人情報の本人開示 が保障されるべきであり、情報の原則公開をきっちり行ってもらいたい。公開さ れた例(答申)もある。
- ウ 憲法に基づく、国民(県民)の知る権利がある。
- エ 公開・開示による不利益が、非開示による利益を超えているとは言えないので、 開示すべきである。
- オ 人一人の、職業上の重大な決定・判定に関わる行政の説明責任を果たしてもらいたい。管理職(校長及び教頭)の意思形成過程及びその結果を知るためのもの

でもある。その知る権利がある。

- カ 非公開が前提のものでも、それを非公開とする理由とはなり得ない。よって、 情報の原則公開を厳格に適用して公開すべきである。
- キ 人事に関することを、実施機関は本人には了解もなく新聞発表とし公とした。 このことの矛盾を考えてもらいたい。異議申立人の利益権利のための情報のほう も公開・開示すべきである。しかも、異議申立人本人の個人情報を請求している ものである。
- ク 不利益を受けた者にこそ、逐次の公開の必要が高い。
- ケ 条例第15条により、異議申立人の利益権利のために、全部開示してもらうべき ものである。実施機関が言っているところの、条例上の適用を受けないことはな いものである。

4 実施機関の主張

実施機関から提出された非開示理由説明書による主張の要旨は次のとおりである。 開示請求の対象となった島根県学校保健体育審議会私傷病審査分科会(

)及び島根県教育委員会専門復職審査会における審議事項は、条例第4条第 2項第1号に定める人事に関する事務であるため、条例第11条第1項により条例の適 用外として非開示とした。

5 審査会の判断

(1)条例第11条第1項について

条例第11条第1項では、何人に対しても、公文書に記録されている自己の個人情報について開示請求をする権利を認めているが、同時に開示請求の対象となる個人情報から条例第4条第2項第1号に掲げる事務に係るものを除くこととしている。

条例第4条第2項第1号に掲げる事務とは、県の職員及び市町村立学校給与負担法 (昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員又は職員であった者に係る人事、給 与、福利厚生等に関する事務である。

(2) 本件請求に係る個人情報について

本件請求に係る個人情報は、 により引き続き3ヶ月以上私傷病休暇中又は休職中の教育職員が職務復帰又は復職しようとする場合、その可否の判定を行う審査機関に提出するために作成された公文書に記録された異議申立人に係る個人情報である。これらは、実施機関が、私傷病休暇中又は休職中の職員の職務復帰又は復職を承認するかどうかを判断する手続きの中で扱われたものであり、これに係る事務は条例第4条第2項第1号に掲げる人事に関する事務であると認められる。

(3) 実施機関の処分の妥当性について

条例第11条第1項では、開示請求の対象となる情報から条例第4条第2項第1号に掲げる事務に係るものを除くことを規定している。そして、本件請求に係る個人情報については、前述のとおり条例第4条第2項第1号に掲げる人事に関する事務に係るものであると認められるため、当審査会は、本件請求に係る個人情報を開示請求の対象とはならないものと判断する。

したがって、本件請求に係る個人情報を条例の適用外として非開示とした実施機関の処分は妥当であると認められる。

なお、異議申立人は、意見書において様々な主張をしているが、当審査会の判断に 影響を及ぼすものではない。

(4)以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、現行条例では、職員等又は職員等であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報(以下「人事等情報」という)を開示請求の対象から除外している。これらの情報については、使用者である県と被使用者である職員との関係に基づく内部管理情報であり、これらの情報の開示を求めることを権利として認める場合、他の県民等との関係において権利の一部に均衡を欠くことから、開示請求の対象から除くものとされている。

しかし、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が平成17年4月から 完全施行されており、民間の個人情報取扱事業者の従業員に関する個人情報について は開示請求の対象とされていることからすると、他の県民等との関係において権利の 一部に均衡を欠くという説明はもはや成り立たない。また、行政機関の保有する個人 情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)においても、人事等情報を開示請求 の対象から除外していない。

確かに、人事等情報は県の内部管理情報ではあるが、一方で適正管理を義務づけられた県の保有する個人情報であることに変わりはない。したがって、上記の新たな状況を踏まえると、他の個人情報と同様に開示請求の対象とするよう条例の見直しを検討されるよう望みたい。

(諮問第16号に関する審査会の処理経過)

年	三 月	l E	3	内容
平成 1	9年	3月2	29日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
平成 1	9年	8月2	28日	実施機関から非開示理由説明書を受理
平成 1	9年	9月	3日	異議申立人の意見書を受理
	9年1 『査会第			審議
	9年1 『査会第			審議
	0年 『査会第			審議
	0年 『査会第			審議
	0年 『査会第			審議
平成 2	0年	5月2	2 8 日	島根県個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備考
笠井 耕助	元(株)山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁 護 士	
本藤三世子	(財)しまね女性センター経営委員	